

いわゆる「ガソリンの暫定税率」廃止に関する 要 請 書

多くの国民が長引く物価高による家計負担の軽減を求めていることを背景に、「いわゆるガソリンの暫定税率（以下、「暫定税率」）」の早期廃止に向けた議論が与野党間で行われております。

しかしながら、暫定税率による税収は、揮発油税、地方揮発油税のほか、軽油取引税を合わせて約1.5兆円と見込まれ、道路の整備や維持管理、老朽化対策などに充てられており、その内、地方の財源は、軽油取引税及び地方揮発油税を合わせて約5千億円と試算され、財源の乏しい地方にとって貴重な財源となっております。

地方は、「地方創生2.0基本構想」に対応し、安心して生活できる持続可能な地域づくりが求められている中、社会インフラの更新や老朽化対策、頻発・激甚化する自然災害から住民の生命と財産を守るための防災・減災対策事業など、今後、財政需要が一層高まることが見込まれており、財政需要に対応した安定的な財源が確保されなければ、地方の存続そのものが危ぶまれる事態に陥ります。

このようなことから、暫定税率の廃止については、安定的な行政サービスの提供及び地方財政への影響を十分に考慮され、財源論なき減税が行われることのないよう、地方の減収に対しては代替となる恒久財源を措置するなど、国・地方を通じた安定的財源を確保することを前提に、将来世代の負担にも十分配慮の上、責任ある議論を丁寧に進めていただくよう強く要請いたします。

令和7年10月15日

本県選出国會議員 宛て

福島県町村議会議長会
会長 高 橋 道 也